

# 平成31年第1回(3月)上越市議会定例会

## 農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第14号	平成30年度上越市一般会計補正予算(第6号)	生活排水対策課 ほか	1~11
議案第16号	平成30年度上越市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	生活排水対策課 下水道建設課	12~19
議案第35号	上越市営住宅条例の一部改正について	建築住宅課	20~23
議案第48号	上越市下水道条例の一部改正について	生活排水対策課	24~25
議案第49号	上越市農業集落排水条例の一部改正について	生活排水対策課	26~27
議案第50号	上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について	生活排水対策課	28
議案第1号	平成31年度上越市一般会計予算	都市整備課ほか	29~82
議案第4号	平成31年度上越市下水道事業特別会計予算	生活排水対策課 下水道建設課	83~112
議案第5号	平成31年度上越市農業集落排水事業特別会計予算	生活排水対策課	113~119
議案第8号	平成31年度上越市浄化槽整備推進事業特別会計予算	生活排水対策課	120

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者数や利用者数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	生活排水対策課

歳出科目 (P64~P65)	4款2項2目	生活環境費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
生活排水対策事業	22,627	△3,526	19,101

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△1,186	負担金補助及び交付金	
一般財源	△2,340		△3,526

【補正理由】

合併処理浄化槽等設置費補助金の交付件数が当初見込みを下回ることから、補助金を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	22,616	△3,526	19,090
合併処理浄化槽等設置費補助金	22,546	△3,526	19,020

合併処理浄化槽等設置費補助金の交付件数

平成30年度当初計画	平成30年度末見込み	比較
74件	54件	△20件

提出課	河川海岸砂防課
-----	---------

歳出科目 (P70~P71)	8款2項3目	道路新設改良費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
八千浦地区周回道路新設事業費	18,864	△4,450	14,414

主な補正財源		主な経費	
繰入金	△4,450	公有財産購入費	△4,450

【補正理由】

用地購入単価が当初の見込みを下回ることから減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
公有財産購入費	11,802	△4,450	7,352
道路用地購入費	11,802	△4,450	7,352

提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P70~P73)	8款2項3目	道路新設改良費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
道路整備事業	472,829	654,742	1,127,571

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	347,300	役員費	16
市債	305,400	委託料	17,728
一般財源	2,042	工事請負費	567,619
		公有財産購入費	9,985
		補償、補填及び賠償金	59,394

【補正理由】

国の補正予算を活用し、平成31年度以降に計画していた事業の一部を前倒しして実施する経費を増額するもの

【30年度目標の変更】

- ・当初予算に係る工事及び測量設計業務については、早期に発注し、降雪前に完了する。
- ・国の補正予算活用分については早期発注に努める。

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
役員費	49	16	65
手数料	49	16	65
委託料	151,645	17,728	169,373
測量委託料	27,141	10,494	37,635
不動産鑑定委託料	4,159	788	4,947
実施設計委託料	2,722	2,574	5,296
調査業務委託料	24,025	3,872	27,897
工事請負費	134,518	567,619	702,137
道路改良等工事	134,518	209,563	344,081
側溝改良工事	0	261,982	261,982
歩道新設等工事	0	96,074	96,074
公有財産購入費	66,586	9,985	76,571
道路用地購入費	66,586	9,985	76,571
補償、補填及び賠償金	120,031	59,394	179,425
物件移転補償料	120,031	59,394	179,425

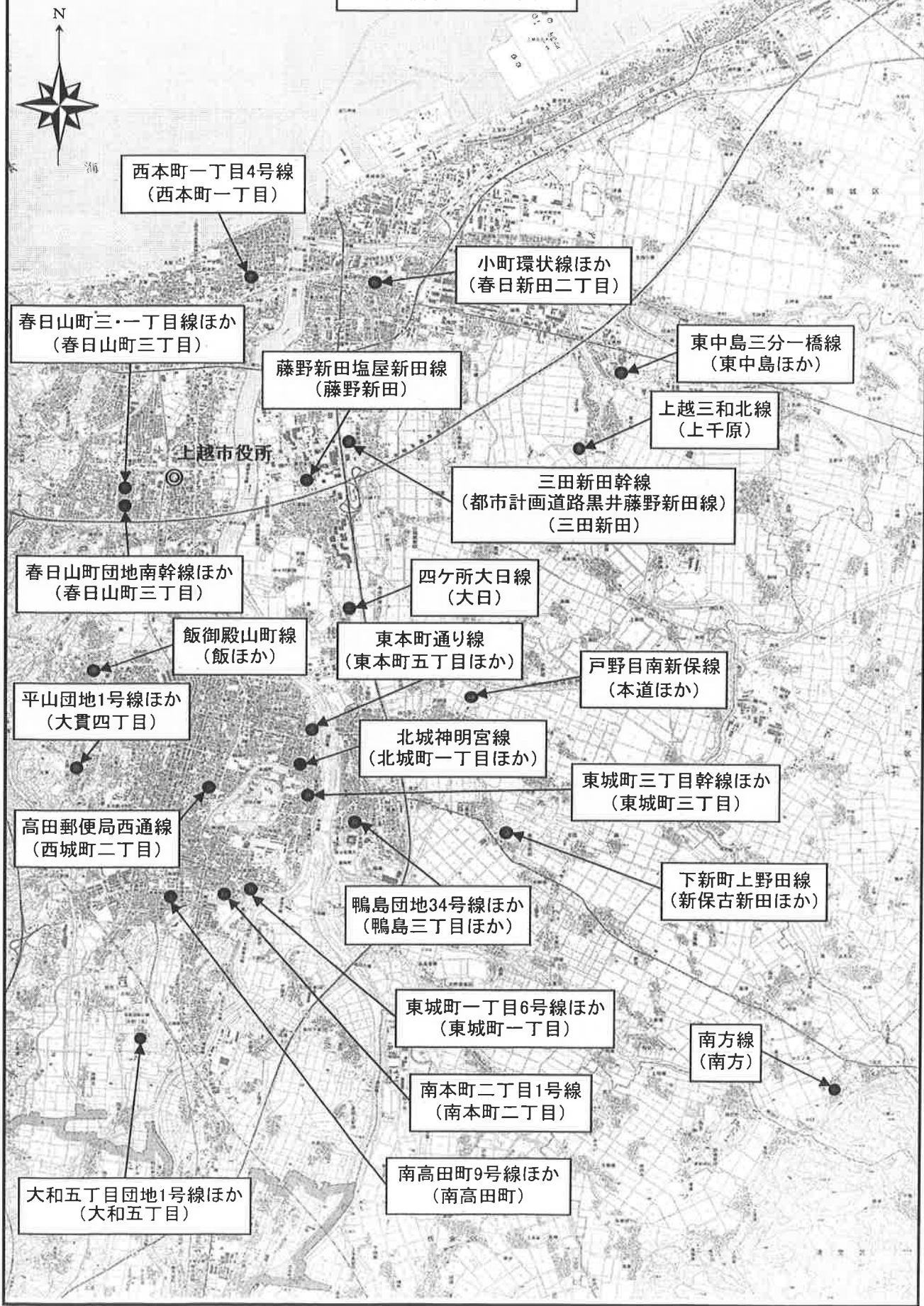
路線別内訳

合併前上越市ほか 2 区で事業を実施 (25 か所)

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	三田新田幹線 (都市計画道路黒井藤野新田線)	三田新田	道路新設 L=225m W=30m 物件補償 一式	6
	鴨島団地 34 号線ほか	鴨島三丁目ほか	側溝改良 L=299m W=0.3m 物件補償 一式	
	四ヶ所大日線	大日	道路改良 L=280m W=7m	
	下新町上野田線	新保古新田ほか	用地取得 A=509 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	東中島三分一橋線	東中島ほか	用地取得 A=67 m <sup>2</sup>	
	平山団地 1 号線ほか	大貫四丁目	側溝改良 L=602m W=0.3m	
	南高田町 9 号線ほか	南高田町	側溝改良 L=553m W=0.3m 物件補償 一式	
	春日山町団地南幹線ほか	春日山町三丁目	側溝改良 L=828m W=0.3m	
	春日山町三・一丁目線ほか	春日山町三丁目	側溝改良 L=413m W=0.3m	
	上越三和北線	上千原	歩道新設 L=250m W=2.5m	
	大和五丁目団地 1 号線ほか	大和五丁目	側溝改良 L=213m W=0.3m	
	東城町三丁目幹線ほか	東城町三丁目	側溝改良 L=488m W=0.3m 物件補償 一式	
	東城町一丁目 6 号線ほか	東城町一丁目	側溝改良 L=483m W=0.3m	
	小町環状線ほか	春日新田二丁目	用地測量・用地調査 一式	
	南方線	南方	道路改良 L=38m W=4m 物件補償 一式	
	南本町二丁目 1 号線	南本町二丁目	道路改良 L=20m W=5.5m 用地取得 A=50 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	北城神明宮線	北城町一丁目ほか	側溝改良 L=249m W=0.3~0.4m	
戸野目南新保線	本道ほか	路肩拡幅 L=480m W=2m		

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	東本町通り線	東本町五丁目ほか	側溝改良 L=570m W=0.3m	6
	藤野新田塩屋新田線	藤野新田	側溝改良 L=51m W=0.3m	
	飯御殿山町線	飯ほか	用地取得 A=86 m <sup>2</sup>	
	高田郵便局西通線	西城町二丁目	側溝改良 L=160m W=0.3m	
	西本町一丁目4号線	西本町一丁目	実施設計 一式 用地測量・用地調査 一式 物件調査 一式 用地取得 A=120 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
柿崎区	新田線	柿崎	側溝改良 L=120m W=0.3m	7
名立区	旭1号線	名立大町	道路改良 L=110m W=9m 物件補償 一式	8

道路整備事業位置図  
(合併前上越市)



西本町一丁目4号線  
(西本町一丁目)

小町環状線ほか  
(春日新田二丁目)

春日山町三・一丁目線ほか  
(春日山町三丁目)

藤野新田塩屋新田線  
(藤野新田)

東中島三分一橋線  
(東中島ほか)

上越三和北線  
(上千原)

上越市役所

三田新田幹線  
(都市計画道路黒井藤野新田線)  
(三田新田)

春日山町団地南幹線ほか  
(春日山町三丁目)

四ヶ所大日線  
(大日)

飯御殿山町線  
(飯ほか)

東本町通り線  
(東本町五丁目ほか)

戸野目南新保線  
(本道ほか)

平山団地1号線ほか  
(大貫四丁目)

北城神明宮線  
(北城町一丁目ほか)

東城町三丁目幹線ほか  
(東城町三丁目)

高田郵便局西通線  
(西城町二丁目)

鴨島団地34号線ほか  
(鴨島三丁目ほか)

下新町上野田線  
(新保古新田ほか)

東城町一丁目6号線ほか  
(東城町一丁目)

南方線  
(南方)

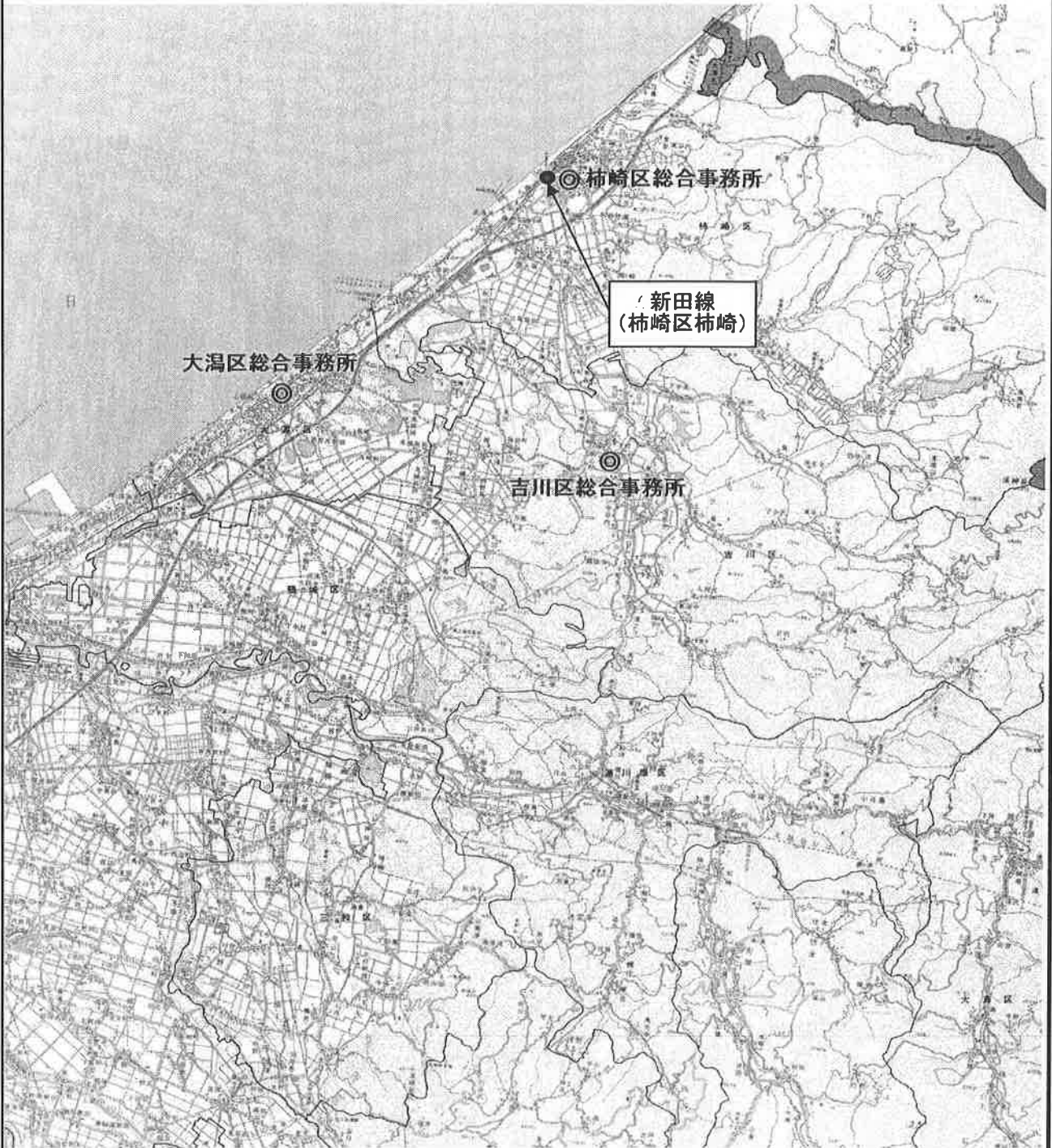
南本町二丁目1号線  
(南本町二丁目)

大和五丁目団地1号線ほか  
(大和五丁目)

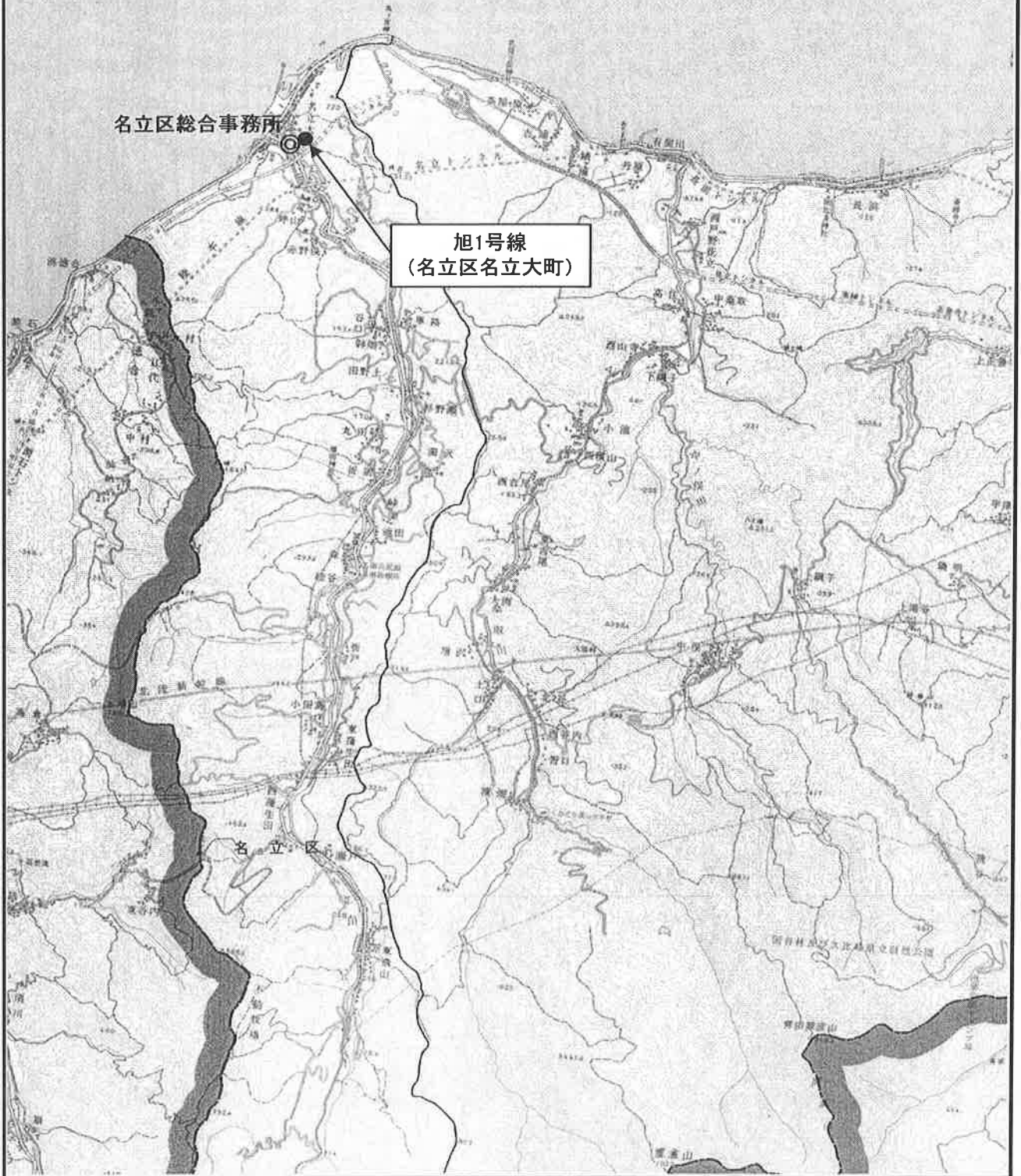
南高田町9号線ほか  
(南高田町)



道路整備事業位置図  
(柿崎区)



道路整備事業位置図  
(名立区)



提出課	建築住宅課
-----	-------

歳出科目 (P72~P73)	8款2項7目	克雪総合計画費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
克雪住宅推進費	10,670	△3,643	7,027

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△919	負担金補助及び交付金 △3,643	
県支出金	△1,825		
一般財源	△899		

【補正理由】

克雪すまいづくり支援事業補助金の交付件数が当初見込みを下回ることから補助金を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	10,670	△3,643	7,027
克雪すまいづくり支援事業補助金	10,670	△3,643	7,027

交付件数

平成30年度当初計画	平成30年度末見込み	比較
32件	23件	△9件

歳出科目 (P72~P73)	8 款 7 項 1 目	住宅管理費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公営住宅管理運営費	127,300	△4,212	123,088

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△4,212	需用費	△4,212

【補正理由】

県営南本町住宅 3 号棟の住戸改善工事において、市が行う予定であった、現入居者が仮移転する公営住宅の入居前修繕を県予算で実施したことから、修繕料を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
需用費	74,705	△4,212	70,493
営繕修繕料	60,203	△4,212	55,991

歳出科目 (P72~P75)	8 款 7 項 2 目	住宅整備費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公営住宅整備事業	234,495	△95,661	138,834

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△47,830	工事請負費	△95,661
市債	△48,100		
一般財源	269		

【補正理由】

社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、財源の組替えとあわせて事業費を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	233,777	△95,661	138,116
公営住宅改修工事	233,777	△95,661	138,116

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第16号
提出課	生活排水対策課

歳出科目 (P118~P119)	1款2項1目	公共下水道事業費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
下水道センター機能高度化事業	295,567	13,605	309,172

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	5,000	一般財源	112
国庫支出金	6,793	委託料	13,605
市債	1,700		

【補正理由】

国の補正予算を活用し、平成31年度に計画していた事業の一部を前倒しして実施する経費を増額するほか、決算見込みにあわせて財源を整理するもの

【30年度目標の変更】

- ・長寿命化対策工事と耐震補強工事について、計画どおり年度内に完了する。
- ・国の補正予算活用分については早期発注に努める。

【補正内容】

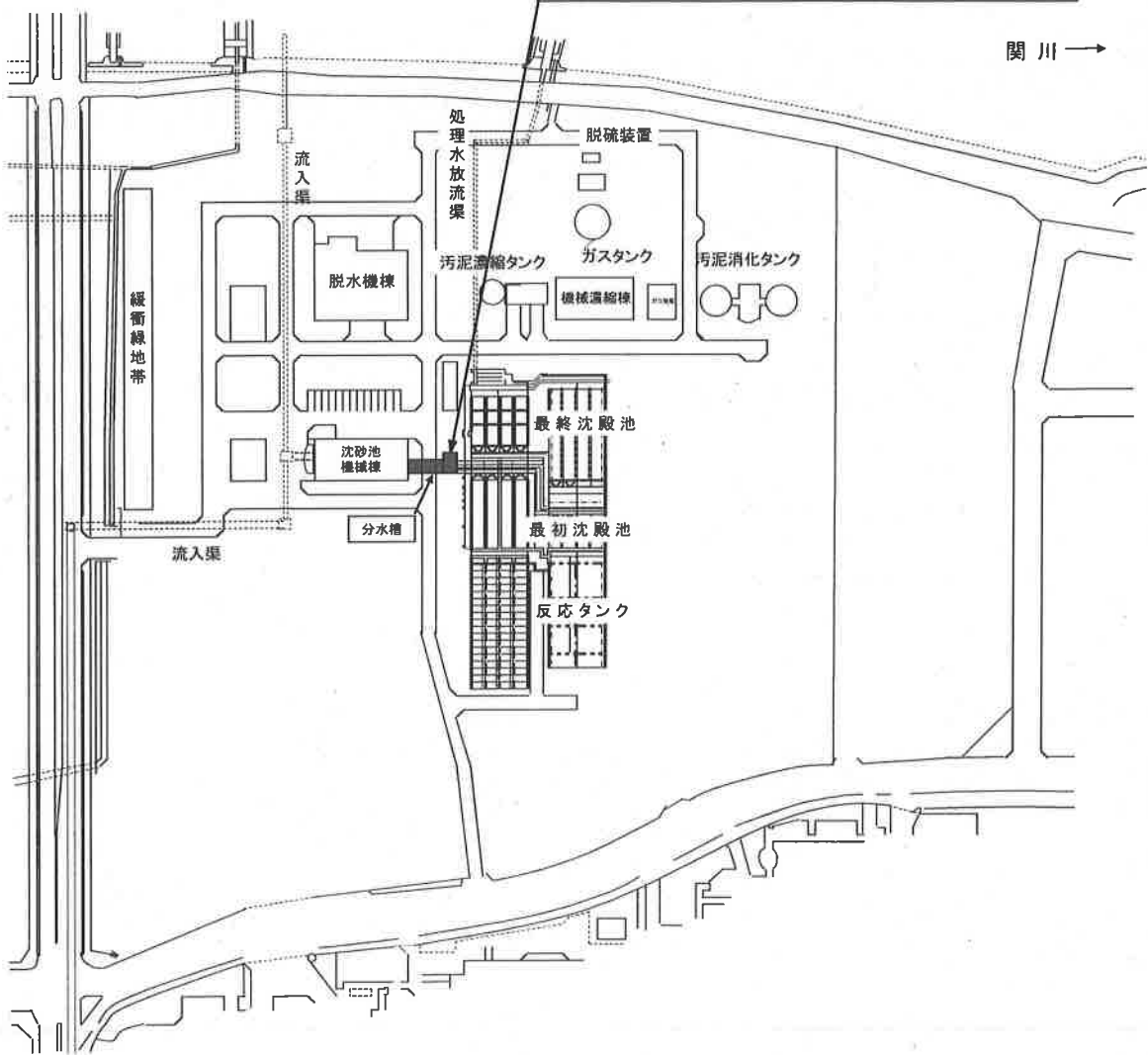
区分	補正前	補正額	補正後
委託料	24,097	13,605	37,702
実施設計委託料	18,364	13,605	31,969

# 下水道センター平面図



・分水槽耐震補強工事実施設計業務委託

関川 →



凡 例	
実施箇所	

提出課	下水道建設課
-----	--------

歳出科目 (P118～P119)	1款2項1目	公共下水道事業費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公共下水道雨水整備事業	346,631	327,083	673,714

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	158,000	委託料	103,807
市債	162,400	工事請負費	223,276
一般財源	6,683		

【補正理由】

国の補正予算を活用し、平成31年度に計画していた事業の一部を前倒しして実施する経費を増額するもの

【30年度目標の変更】

- ・効率的かつ総合的な浸水対策の実施を図るため、雨水管理総合計画を年度内に策定する。
- ・国の補正予算活用分については早期発注に努める。

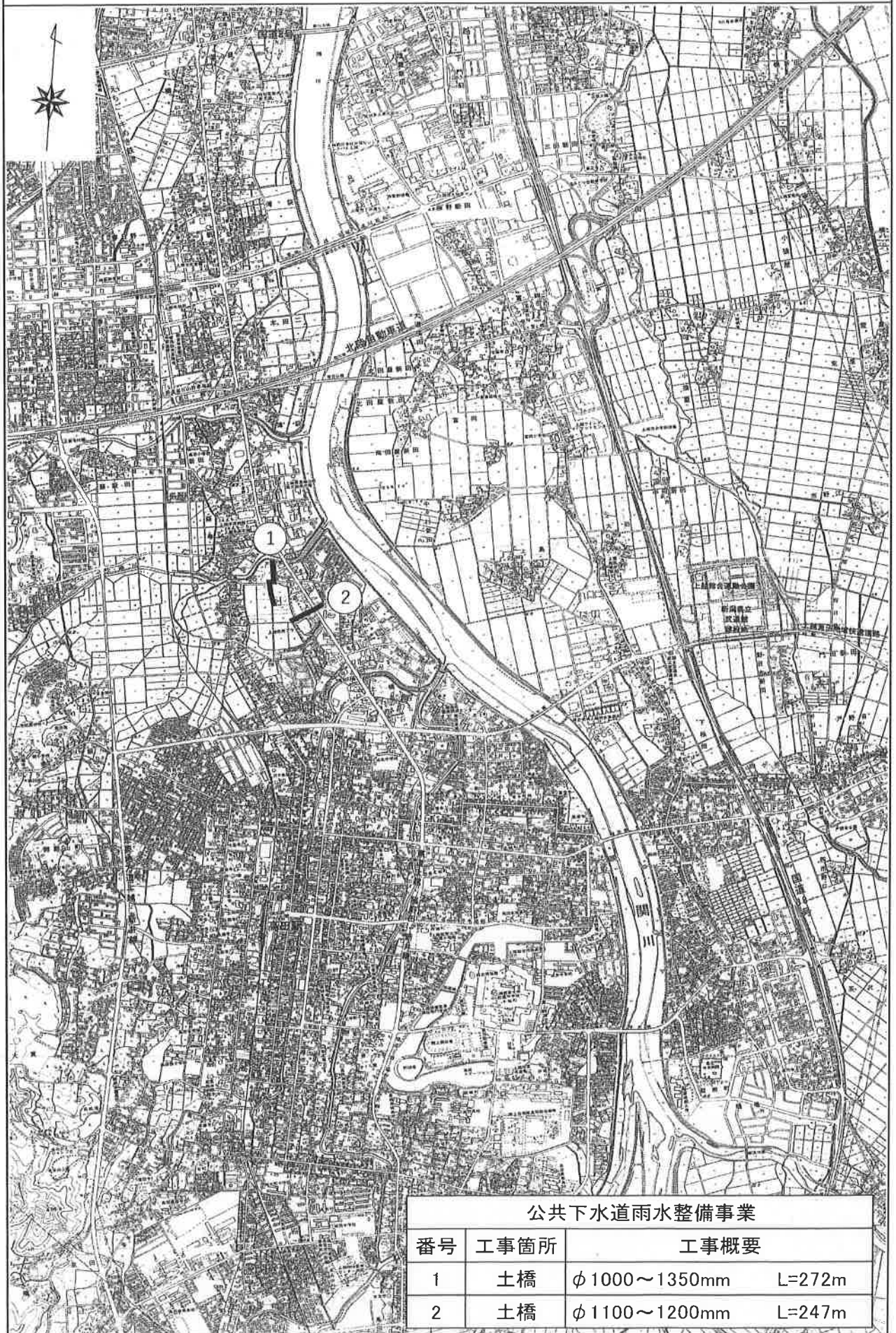
【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	備考
委託料	31,138	103,807	134,945	上越処理区 103,807
実施設計委託料	22,086	73,678	95,764	
地質調査委託料	0	17,391	17,391	
基本設計委託料	0	12,738	12,738	
工事請負費	315,476	223,276	538,752	上越処理区 125,321
雨水工事	315,476	223,276	538,752	大潟処理区 97,955

実施設計委託料 L=4.2km  
 地質調査委託料 N=14 孔  
 基本設計委託料 N=1 か所  
 雨水工事 φ1000～1350mm L=608m

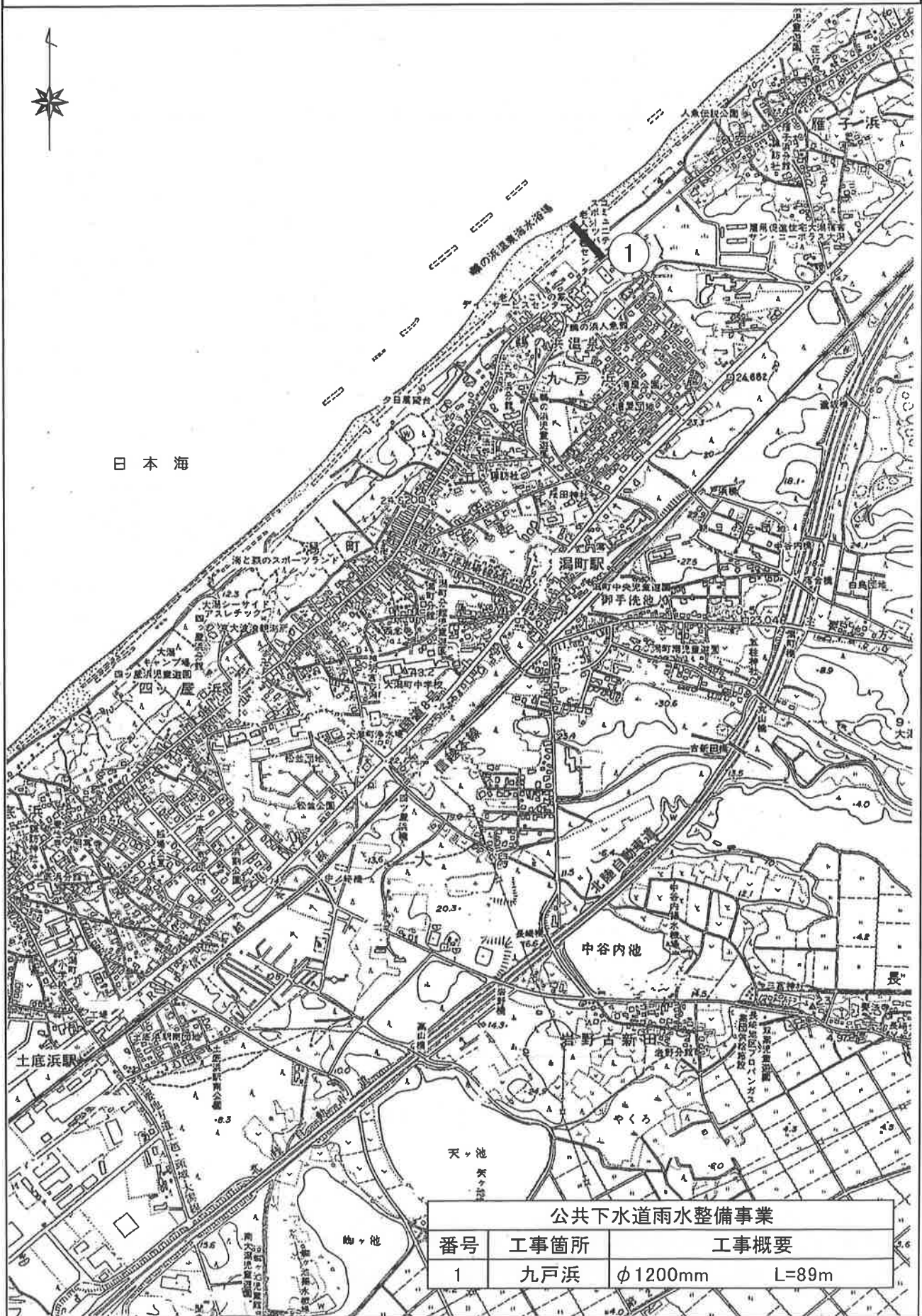


# 公共下水道（雨水）工事予定箇所図（上越処理区）



公共下水道雨水整備事業			
番号	工事箇所	工事概要	
1	土橋	φ 1000～1350mm	L=272m
2	土橋	φ 1100～1200mm	L=247m

# 公共下水道（雨水）工事予定箇所図（大湊処理区）



提出課	生活排水対策課
-----	---------

歳出科目 (P118～P119)	1 款 2 項 2 目	特定環境保全公共下水道事業費
------------------	-------------	----------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
浄化センター機能高度化事業	125,567	13,381	138,948

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	7,207	委託料	3,001
市債	6,100	工事請負費	10,380
一般財源	74		

【補正理由】

国の補正予算を活用し、平成 31 年度に計画していた事業の一部を前倒しして実施する経費を増額するもの

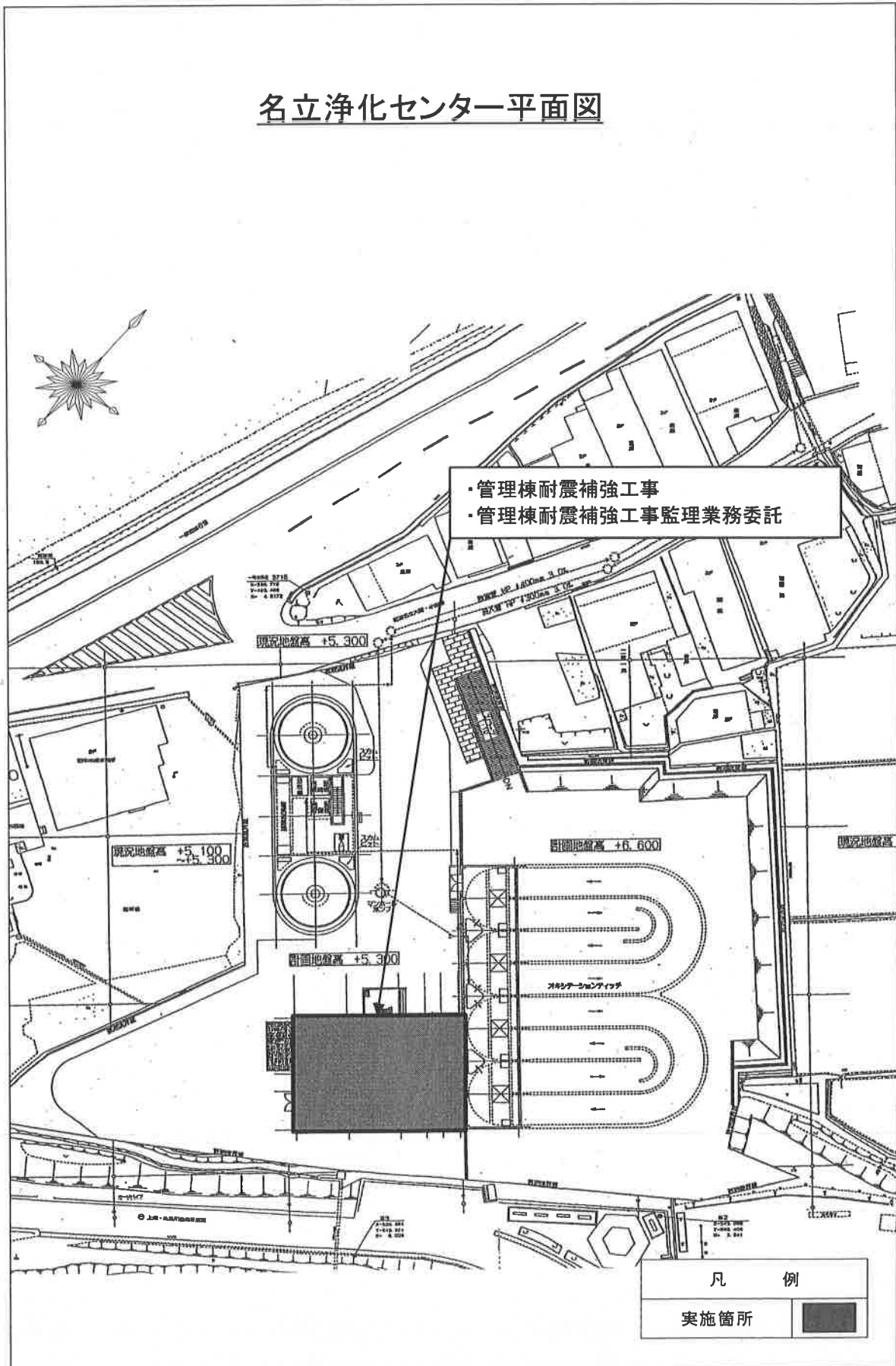
【30 年度目標の変更】

- ・長寿命化対策工事と耐震補強工事について、計画どおり発注し完了する。
- ・国の補正予算活用分については早期発注に努める。

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	14,005	3,001	17,006
施工監理委託料	3,953	3,001	6,954
工事請負費	111,507	10,380	121,887
浄化センター工事	111,507	10,380	121,887

# 名立浄化センター平面図



・管理棟耐震補強工事  
 ・管理棟耐震補強工事監理業務委託

凡例	
実施箇所	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: black;"></span>



歳出科目 (P120～P121)	2 款 1 項 2 目	利子
------------------	-------------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債利子及び一時借入金利子	1,246,593	△3,827	1,242,766

主な補正財源		主な経費	
使用料及び手数料	13,196	償還金利子及び割引料	
一般財源	△17,023		△3,827

【補正理由】

決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
償還金利子及び割引料	1,246,593	△3,827	1,242,766
地方債利子	1,246,414	△3,827	1,242,587

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第35号
提 出 課	建築住宅課

## 上越市営住宅条例の一部改正について

### 1 改正理由

施設の経年劣化等により今後の入居希望が見込まれない安塚区の山中住宅の供用を廃止するほか、特定公共賃貸住宅の入居率の向上を図るため入居要件の緩和を行うなど、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

- (1) 法令の引用条項等を整備する。(第9条、第34条関係)
- (2) 特定公共賃貸住宅の入居者の資格のうち、「特別の事情により市長が特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であると認める者」を、居住の安定を図る必要がある者として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条に規定する者」とする。(第44条の2関係)
- (3) 山中住宅の供用を廃止する。(別表第4関係)
- (4) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

- (1) 2(1)及び(4)の改正 公布の日
- (2) 2(2)及び(3)の改正 平成31年4月1日

### 4 上越市営住宅条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を<u>明らかにしなければならない</u>。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>市税等</u>を滞納していないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を<u>公示しなければならない</u>。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公租公課</u>を滞納していないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(3) <u>石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者</u></p> <p>(4)～(12) 略 (家賃の納付)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 入居者は、毎月末日 _____ までにその月分の家賃を納付しなければならない。<u>ただし、その日が上越市の休日</u>を定める条例（平成元年上越市条例第29号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。</p> <p>3 略 (建替事業による明渡しの請求等)</p> <p>第34条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する市営住宅を除却するため必要があると認めるときは、<u>法第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知をした後、当該市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。</p> <p>2～4 略 (準用)</p> <p>第43条 改良住宅の管理については、次項に定めるもののほか、改良住宅を市営住宅とみなして、第8条第1項及び第2項、第12条から第15条まで、第17条から第24条まで、第25条 _____、第26条第1項及び第3項、第27条、第31条、第33条並びに第37条から第40条までの規定を準用する。</p> <p>2 略 (入居者の資格)</p> <p>第44条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で<u>市税等</u>を滞納していないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する</p>	<p>(3) <u>炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項の規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者</u></p> <p>(4)～(12) 略 (家賃の納付)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 入居者は、毎月末日 <u>（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）</u> までにその月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 略 (建替事業による明渡しの請求等)</p> <p>第34条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する市営住宅を除却するため必要があると認めるときは、<u>法第37条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知をした後、当該市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。</p> <p>2～4 略 (準用)</p> <p>第43条 改良住宅の管理については、次項に定めるもののほか、改良住宅を市営住宅とみなして、第8条第1項及び第2項、第12条から第15条まで、第17条から第24条まで、第25条 <u>（第1項第5号を除く。）</u>、第26条第1項及び第3項、第27条、第31条、第33条並びに第37条から第40条までの規定を準用する。</p> <p>2 略 (入居者の資格)</p> <p>第44条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で<u>公租公課</u>を滞納していないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所得が市長の定める基準に該当する者</u></p>

改正案

る法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第7条に規定する者

2 略

（準用）

第44条の7 特定公共賃貸住宅の管理については、特定公共賃貸住宅を市営住宅とみなして、第4条、第8条第1項及び第2項、第10条、第12条から第15条まで、第18条から第22条まで、第23条（第4項を除く。）、第24条、第25条並びに第39条の規定を準用する。

（入居者の資格）

第44条の7の2 市営賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で市税等を滞納していないものとする。

(1)～(3) 略

(削除)

（使用料の納付）

第44条の13 略

2 駐車場使用者は、毎月末日 \_\_\_\_\_ までにその月分の使用料を納付しなければならない。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

3及び4 略

別表第1（第2条関係）市営住宅

名称	所在地	戸数	建設年度	構造等
(略)				
押切住宅	大島区岡	10	昭和59年度	簡易耐火2階建て1棟5戸建て2棟
(略)				

別表第4（第2条、第44条の7の6関係）市営賃貸住宅

名称	所在地	戸数	家賃月額	建設年度	構造等
(削除)					

改正前

で災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情により市長が特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であると認めるもの

2 略

（準用）

第44条の7 特定公共賃貸住宅の管理については、特定公共賃貸住宅を市営住宅とみなして、第4条、第8条第1項及び第2項、第10条、第12条から第15条まで、第17条から第22条まで、第23条（第4項を除く。）、第24条、第25条並びに第39条の規定を準用する。

（入居者の資格）

第44条の7の2 市営賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で公租公課を滞納していないものとする。

(1)～(3) 略

(4) 規則で定める市営賃貸住宅にあっては、規則で定める条件に該当すること。

（使用料の納付）

第44条の13 略

2 駐車場使用者は、毎月末日 （月の中途中で明け渡す場合は、明け渡す日） までにその月分の使用料を納付しなければならない。

3及び4 略

別表第1（第2条関係）市営住宅

名称	所在地	戸数	建設年度	構造等
(略)				
押切住宅	大島区岡	10	昭和59年度	簡易耐火2階建て1棟10戸建て1棟
(略)				

別表第4（第2条、第44条の7の6関係）市営賃貸住宅

名称	所在地	戸数	家賃月額	建設年度	構造等
山中住宅	安塚区安塚	1	20,000円	昭和58年度	木造平屋建て1棟1戸建て1棟



改 正 案						改 正 前					
コ ー ポ ヤ ス ヅ カ	安塚 区安塚	10	34,000 円	平 成 15 年 度	木造 2 階建て 1 棟 10 戸建 て 1 棟	コ ー ポ ヤ ス ヅ カ	同	10	34,000 円	平 成 15 年 度	木造 2 階建て 1 棟 10 戸建 て 1 棟
(略)						(略)					

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第48号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市下水道条例の一部改正について

### 1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、下水道使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 下水道使用料の月額を次のとおり改定する。(第22条関係)

区 分		汚水の排除量	現 行	改定後
一般汚水	基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,427.76 円	1,454.20 円
	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につ き)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	72.36 円	73.70 円
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	180.36 円	183.70 円
		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	210.60 円	214.50 円
		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	245.16 円	249.70 円
		101 m <sup>3</sup> 以上	299.16 円	304.70 円
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	71.28 円	72.60 円	

(2) この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、(1)の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る下水道使用料から適用することとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

平成31年10月1日

### 4 上越市下水道条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
(使用料の額) 第22条 略				(使用料の額) 第22条 略			
区 分		汚水の排 除量	月 額	区 分		汚水の排 除量	月 額
一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,454.20 円	一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,427.76 円
	超過使 用料 (1 m <sup>3</sup> につ	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	73.70 円		超過使 用料 (1 m <sup>3</sup> につ	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	72.36 円
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	183.70 円			11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	180.36 円

改正案			改正前				
	き)	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	214.50 円		き)	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	210.60 円
		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	249.70 円			31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	245.16 円
		101 m <sup>3</sup> 以上	304.70 円			101 m <sup>3</sup> 以上	299.16 円
公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき	72.60 円	公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき	71.28 円
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第49号
提出課	生活排水対策課

## 上越市農業集落排水条例の一部改正について

### 1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、排水処理施設使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 排水処理施設使用料の月額を次のとおり改定する。(別表第2関係)

区分	汚水の排除量	現行	改定後
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,427.76 円	1,454.20 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	72.36 円	73.70 円
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	180.36 円	183.70 円
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	210.60 円	214.50 円
	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	245.16 円	249.70 円
	101 m <sup>3</sup> 以上	299.16 円	304.70 円

(2) この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、(1)の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る排水処理施設使用料から適用することとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

平成31年10月1日

### 4 上越市農業集落排水条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表第2 (第7条関係)			別表第2 (第7条関係)		
区分	汚水の排除量	月額	区分	汚水の排除量	月額
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,454.20 円	基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,427.76 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	73.70 円	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	72.36 円
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	183.70 円		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	180.36 円
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	214.50 円		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	210.60 円
	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	249.70 円		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	245.16 円

改 正 案			改 正 前		
	101 m <sup>3</sup> 以上	304.70 円		101 m <sup>3</sup> 以上	299.16 円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第50号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、浄化槽使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 浄化槽使用料の月額を次のとおり改定する。(別表第2関係)

浄化槽の規模	現 行	改定額
5人槽	3,600円	3,666円
6～7人槽	4,114円	4,190円
8～10人槽	5,349円	5,448円
11～50人槽	市長が定める額	

(2) (1)の改正は、平成31年10月分の浄化槽使用料から適用し、同年9月分までの浄化槽使用料については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

平成31年10月1日

### 4 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表第2 (第15条関係)		別表第2 (第15条関係)	
浄化槽の規模	使用料の額	浄化槽の規模	使用料の額
5人槽	3,666円	5人槽	3,600円
6～7人槽	4,190円	6～7人槽	4,114円
8～10人槽	5,448円	8～10人槽	5,349円
11～50人槽	市長が定める額	11～50人槽	市長が定める額
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 号
提 出 課	都市整備課

歳出科目 (P130～P131)	2 款 1 項 7 目	企画費
------------------	-------------	-----

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
景観デザイン事業	7,280	9,323	△2,043

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	2,695	報酬	110
一般財源	4,585	報償費	1,200
		旅費	544
		委託料	3,410
		負担金補助及び交付金	1,985

公共施設及び民間施設について、良好な景観の保全と創造が図られるよう誘導するとともに、市民の景観に関する意識の向上を図るもの

#### 【目的】

景観計画に掲げる、上質な美しさが実感できるまちの実現と地域の特性をいかした景観づくりを推進する。

#### 【31 年度目標】

- ・公共施設及び民間施設について、景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、景観の向上を推進する。
- ・南本町三丁目の景観まちづくり活動を支援し、地域の主体性の向上を図る。

#### 【実施内容】

- ・一定規模以上の建築等について届出制度を運用するほか、色彩・照明・デザインの専門家によるアドバイスを実施する。
- ・南本町三丁目において、魅力あるまちなみの形成に向けて地域住民が主体となって取り組む修景活動や「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」の策定・運用等について支援する。

#### ※参考

##### 届出件数及びアドバイス件数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
届出件数	116	77	84	105	90
アドバイス件数	41	56	72	69	48

(届出件数及びアドバイス件数ともに平成 30 年度分は平成 31 年 1 月末現在)

歳出科目 (P138～P139)	2 款 1 項 16 目	みどりのまち推進費
------------------	--------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
みどりのまち推進事業	7,149	9,304	△2,155

主な財源		主な経費	
一般財源	7,149	需用費	22
		委託料	6,677
		負担金補助及び交付金	450

上越市民みどりの憲章の主旨である、みどりの大切さを学び、守り育て、次の世代に引き継いでいくため、緑化意識を啓発するイベントの開催や花壇の維持管理を実施するもの

○上越しみどりのフェスティバル実行委員会交付金 450

【目的】

イベントを通じて、緑化意識の啓発を図る。

【31 年度目標】

来場者数で 5,500 人、来場者アンケートの結果におけるイベントの満足度、緑化意識の啓発度で 9 割を目標とする。

【実施内容】

緑化団体等により構成される実行委員会が主催する上越しみどりのフェスティバルについて、助成を行うとともに事務局として所要の事務を行う。

○植栽管理等委託 6,699

【目的】

花壇の整備等を行うことにより、景観の向上や環境の保全を図る。

【実施内容】

沿道、施設花壇及び空閑地を地元ボランティアや緑化団体等の協力を得て緑化する。

種別	面積	箇所数、緑化場所等
沿道花壇	19,535 m <sup>2</sup>	99 箇所 (合併前上越市 9 箇所、10 区 90 箇所) ○安塚区フラワーロード、国道 8 号石橋交差点等
施設花壇	493 m <sup>2</sup>	14 箇所 (合併前上越市 1 箇所、4 区 13 箇所) ○上越文化会館花壇、公園等
合計	20,028 m <sup>2</sup>	113 箇所 (合併前上越市 10 箇所、10 区 103 箇所)

※全 113 箇所のうち 96 箇所は町内会や緑化団体等がボランティアから管理していた  
 べく予定



提出課	生活排水対策課
-----	---------

歳出科目 (P214～P217)	4款2項2目	生活環境費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活排水対策事業	18,192	22,627	△4,435

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,098	旅費	16
一般財源	15,094	負担金補助及び交付金	18,176

下水道事業及び農業集落排水事業と併せて全市の汚水処理を行うことにより、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備に対して助成するもの

【目的】

合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、下水道事業及び農業集落排水事業と併せた汚水処理の推進を図る。

【31年度目標】

合併処理浄化槽設置の啓発及び補助事業の周知を行い、補助金を交付することにより、下水道事業計画区域外及び農業集落排水区域外における合併処理浄化槽の設置を推進する。

【実施内容】

- ・ 合併処理浄化槽等設置費補助金 18,111
- ・ 新潟県浄化槽推進協議会負担金 65

合併処理浄化槽等設置費補助金の内訳

区分	基数	補助金額
下水道全体計画区域外及び農業集落排水事業区域外	20基	8,198
下水道事業計画区域を除く下水道全体計画区域内	38基	9,913
合計	58基	18,111

提出課	建築住宅課
-----	-------

歳出科目 (P266～P269)	8款1項2目	建築指導費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
建築指導費	10,207	10,784	△577

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	5,487	諸収入	10
国庫支出金	2,212	一般財源	2,093
県支出金	405	報酬	1,325
		委託料	1,781
		使用料及び賃借料	1,344
		負担金補助及び交付金	4,226

市民の生命、健康及び財産の保護に努め、安全・安心なまちづくりに寄与するため、建築物の安全性の確保に関して取り組むもの

○木造住宅耐震化支援事業 1,710 (耐震診断：640 耐震設計：120 耐震改修：950)

【目的】

木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を支援することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地震に強いまちづくりを推進する。

【31年度目標】

事業の積極的な活用を市民へ促すとともに、新潟県耐震改修促進協議会と連携しながら、耐震診断の普及促進や耐震化に向けた積極的なPRを行い、耐震化を図る。

【実施内容】

◇耐震診断委託

- ・内容 診断を専門家へ委託 (市民の費用負担は無料)
- ・委託費 640千円 (1件当たり概ね80千円)
- ・件数 8件

◇耐震設計補助金

- ・内容 設計費用の一部を補助
- ・補助額 上限120千円 (補助率1/3)
- ・件数 1件

◇耐震改修補助金 (耐震改修)

- ・内容 改修費用の一部を補助
- ・補助額 上限650千円 (市補助分：改修費用の1/3で上限500千円  
+ 県補助分：市補助額の1/2で上限150千円)
- ・件数 1件

◇耐震改修補助金 (耐震シェルター等)

- ・内容 耐震シェルター及び耐震ベッドの設置費用の一部を補助
- ・補助額 上限300千円 (補助率1/2)
- ・件数 1件

(参考)

木造住宅耐震化支援事業交付実績

(単位：件)

年度 区分	H16～H25	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)
耐震診断	396	11	13	9	2	12
耐震設計	28	2	3	0	0	1
耐震改修	29	4	0	1	0	0

[新]○ブロック塀等撤去支援事業 3,000

【目的】

倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費用を助成する制度を創設し、災害時等における被害の未然防止と避難路等の通行の確保に努める。

【31年度目標】

避難路等に倒壊するおそれのあるブロック塀等の削減を図る。

【実施内容】

- ・内 容 ブロック塀等の撤去費用の一部を補助
- ・補 助 額 上限 150 千円 (補助率 1/2)
- ・件 数 20 件

○建築基準法の運用及び建築確認申請業務 5,497

【目的】

迅速かつ的確な建築確認審査を実施するほか、定期報告制度の適正な運用による建築物等の適確な維持管理を推進し、市民の生命、健康及び財産の保護を図る。

【実施内容】

- ・建築基準法に基づく特定行政庁事務  
(建築確認申請業務、特殊建築物等の定期報告業務、建築の指導・相談業務等)
- ・その他建築関連法定事務  
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律や建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等の業務等)

(参考)

建築確認申請実績 (建築物)・・・( ) 内は各年度 1 月末現在の受付件数 (単位：件)

年度 申請受付	H26	H27	H28	H29	H30
上越市	243 (208)	236 (195)	205 (172)	186 (158)	— (152)
指定確認 検査機関	620 (536)	629 (527)	684 (604)	669 (569)	— (630)
計	863 (744)	865 (722)	889 (776)	855 (727)	— (782)

建築確認申請受付件数比

(単位：%)

区分 \ 年度	H26		H27		H28		H29		H30 (1月末現在)	
	特	指	特	指	特	指	特	指	特	指
上越市	28	72	27	73	23	77	22	78	19	81
新潟県	20	80	16	84	14	86	12	88	—	—
全国	15	85	13	87	12	88	11	89	—	—

※ 「特」：特定行政庁 「指」：指定確認検査機関

※ 「H30」の新潟県及び全国の割合は未公表

提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P268～P269)	8款2項1目	道路橋梁総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路管理総務費	65,516	74,973	△9,457

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	5	報酬	6,072
財産収入	7	需用費	7,959
諸収入	142	役務費	4,499
一般財源	65,362	委託料	34,469
		使用料及び賃借料	7,428

市民の安全・安心な生活環境の向上を図るため、道路法及び関係法令に基づき道路の適切な管理を行うもの

○未登記土地の処理 10,000

【目的】

市道を適切に管理するため、市道敷地内の所有権移転が未了の土地において所有者及び権利について調査を行うほか、用地測量業務などを実施し、計画的に土地の所有権の移転を行う。

【31年度目標】

40筆の測量・調査業務委託を早期に発注するとともに、測量が不要な187筆と合わせた合計227筆の所有権移転登記を年度内に完了する。

【実施内容】

- ・分筆が必要な土地については、測量・調査を実施して道路敷地を確定し、所有権移転登記の手続を進める。
- ・分筆を要しない土地については、地権者からの登記書類提出を受け、所有権移転登記の手続を進める。

○道路台帳整備委託 17,896

【目的】

道路法に基づく道路台帳（調書及び図面）の整備を行う。

【実施内容】

新たに廃止・認定した道路や道路改良等により形状変更した道路を調査測量し、道路台帳の補正を行う。

歳出科目 (P 268～P 269)	8 款 2 項 1 目	道路橋梁総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私道整備事業	2,604	2,303	301

主な財源		主な経費	
一般財源	2,604	負担金補助及び交付金	2,604

市民の生活環境の向上を図るため、私道整備に係る経費の一部に対して補助金の交付を行うもの

【目的】

私道の整備に係る経費の一部を補助することにより、市民の生活環境の向上を図る。

【31 年度目標】

予定する私道整備に対して、適切な補助金交付事務を行うとともに、降雪前までに整備が完了できるよう、申請者に対し指導する。

【実施内容】

施工地		工種	延長 (m)
合併前 上越市	大豆一丁目	側溝改良・舗装修繕	8.4
	幸町	舗装修繕	1.6
	南高田町	側溝改良	18.1
	大和四丁目	側溝改良	13.3
柿崎区	上直海	舗装新設	56.0
中郷区	岡沢	道路改良	52.2
合計			149.6

※ 補助率：40%、上限 100 万円

歳出科目 (P.268～P.271)	8 款 2 項 2 目	道路維持費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路維持費	722,629	802,112	△79,483

主な財源		主な経費					
国庫支出金	5,730	市債	135,600	報酬	11,018	使用料及び賃借料	3,027
財産収入	935	一般財源	580,036	需用費	12,216	工事請負費	436,024
諸収入	328			委託料	244,661	原材料費	11,507

道路損傷箇所の早期発見と速やかな修繕に努めることで、道路の穴などによる車両等の事故を未然に防止し、市民生活のより一層の安全・安心を確保するもの

○道路維持修繕・委託業務 694,562

【目的】

道路パトロールや市民からの通報等により発見した損傷箇所の修繕を行うほか、道路清掃、除草等を実施し、交通に支障を及ぼさないよう適切な維持管理を行う。

また、市道の草刈りや側溝清掃等を地域との協働作業により実施し、道路維持費の縮減を図る。

【31年度目標】

- ・道路パトロールや市民からの通報により発見した損傷箇所については、即日に安全対策を講じ、早期の復旧を図る。
- ・外側線修繕工事については、早期に発注し、6月末までに完了する。

【実施内容】

- ・道路パトロールや市民、関係機関からの通報等により発見した損傷箇所の修繕工事を速やかに実施する。
- ・道路照明施設の修繕計画を策定するため点検を実施し、部材の劣化・損傷の状況を把握する。
- ・道路及び側溝清掃、草刈りなどのほか、街路樹の害虫駆除や剪定を行う。
- ・地域が行う各種作業がスムーズに実施できるよう、必要な機材を貸し出す。
- ・外側線の摩耗が著しい路線について、計画的に引き直し修繕を行う。
- ・舗装の劣化や損傷により、安全な通行に支障のある箇所の舗装修繕工事を計画的に行う。

○その他道路管理業務 28,067

【目的】

直江津駅・黒井駅の自由通路、アンダーパス等の道路施設の適切な保守管理を行う。

【実施内容】

直江津駅・黒井駅の自由通路の清掃、市内5か所のアンダーパスにおける排水ポンプの定期点検など施設管理を実施する。

※ 前頁に記載の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。  
 ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
平成 30 年度 3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	平成 29 年度 3 月補正予算額	当初予算額	合計	
0	722,629	722,629	183,574	802,112	985,686	△263,057

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。



歳出科目 (P 270～P 271)	8 款 2 項 3 目	道路新設改良費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
八千浦地区周回道路新設事業費	89,783	18,864	70,919

主な財源		主な経費	
国庫支出金	39,000	報酬	206
繰入金	50,059	委託料	746
一般財源	724	使用料及び賃借料	250
		工事請負費	86,152
		補償、補填及び賠償金	2,213

上越火力発電所建設に対する地元の理解を図ることを目的に、八千浦地区の地域振興事業を実施するもの

【目的】

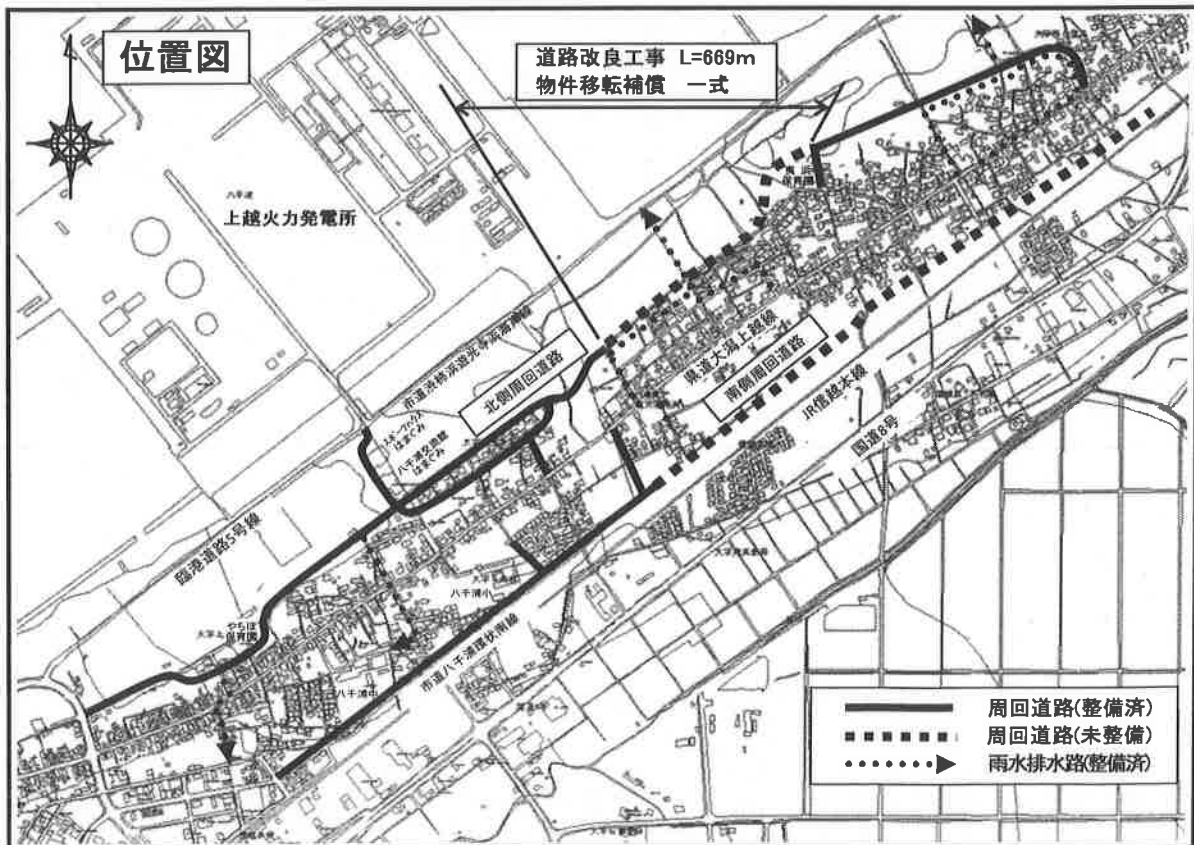
上越火力発電所の建設に伴う八千浦地区の地域振興事業として、生活道路や雨水排水路の整備を推進する。

【31 年度目標】

北側周回道路については、道路改良工事及び物件移転補償を年度内に完了する。

【実施内容】

道路改良工事 L=669m、物件移転補償一式



提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P270～P271)	8款2項3目	道路新設改良費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路整備事業	914,360	455,798	458,562

主な財源		主な経費	
国庫支出金	493,000	役員費	58
市債	377,000	委託料	435,006
一般財源	44,360	工事請負費	301,847
		公有財産購入費	74,669
		補償、補填及び賠償金	102,780

安全で安心な暮らしを実現し、快適な生活環境を確保するため、市民に最も身近な生活関連道路の整備を実施するもの

【目的】

狭隘道路の拡幅改良や通学路における歩道新設、老朽化が著しい道路側溝の改良など、市道の整備を推進し、市民の生活環境の向上を図る。

【31年度目標】

工事については、早期に発注し、降雪前の11月末までに完了する。

【実施内容】

合併前上越市ほか2区で事業を実施（26か所）

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	三田新田幹線 (都市計画道路黒井藤野新田線)	三田新田	橋梁下部工 一式 用地測量・用地調査 一式 土質調査 一式 用地取得 A=4,069 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	43
	北本町春日山町線	春日山町一丁目	歩道新設 L=125m W=2.5m 用地取得 A=41 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	西ヶ窪線ほか	西ヶ窪浜ほか	道路改良 L=70m W=5m 側溝改良 L=272m W=0.5～0.8m	
	三交直江津五智環状線 (歩道新設)	東雲町一丁目	歩道新設 L=88m W=2.5m 用地取得 A=370 m <sup>2</sup>	
	駒林東中島線	駒林	道路改良 L=90m W=5.5m 物件補償 一式	
	三交直江津五智環状線 (側溝改良)	五智三丁目	側溝改良 L=140m W=0.3m	

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	中田原高田公園線	南高田町ほか	踏切拡幅 L=11m W=14.9m 歩道拡幅 L=32m W=2.5m 物件補償 一式	43
	戸野目下稲田線	稲田三丁目	側溝改良 L=274m W=0.3~0.4m	
	小町環状線ほか	春日新田二丁目	側溝改良 L=500m W=0.3~0.4m	
	南方線	南方	道路改良 L=56m W=4m 物件補償 一式	
	大和小前通線	大和一丁目	道路改良 L=43m W=6.5m 用地取得 A=79 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	石沢学校線	石沢	用地測量・用地調査 一式	
	北本町四丁目飯線 (踏切拡幅)	飯ほか	詳細設計 一式 用地測量・用地調査 一式 物件調査 一式	
	西ヶ窪浜夷浜線ほか	夷浜	側溝改良 L=180m W=0.3m	
	南本町二丁目 10 号線	南本町二丁目	舗装新設 L=62m W=4m 物件補償 一式	
	北本町四丁目飯線 (側溝改良)	飯	側溝改良 L=120m W=0.3m	
	春日山荘東通線	春日山町一丁目	側溝改良 L=138m W=0.3m 物件補償 一式	
	新光町三丁目 1 号線	新光町三丁目	側溝改良 L=138m W=0.3~0.4m	
	東城町三丁目 18 号線	東城町三丁目	舗装新設 L=50m W=4m	
	昭和町一丁目 12 号線	昭和町一丁目	舗装新設 L=32m W=4.2m	
	中央四・五丁目線	中央四丁目	側溝改良 L=101m W=0.3m	
大和三南高田線	南高田町ほか	測量設計 L=300m 橋梁予備設計 一式 土質調査 一式		
柿崎区	坂田村中線	坂田新田	道路改良 L=20m W=5.5m 物件補償 一式	44
	坂田池尻線	坂田新田	側溝改良 L=270m W=0.3m	

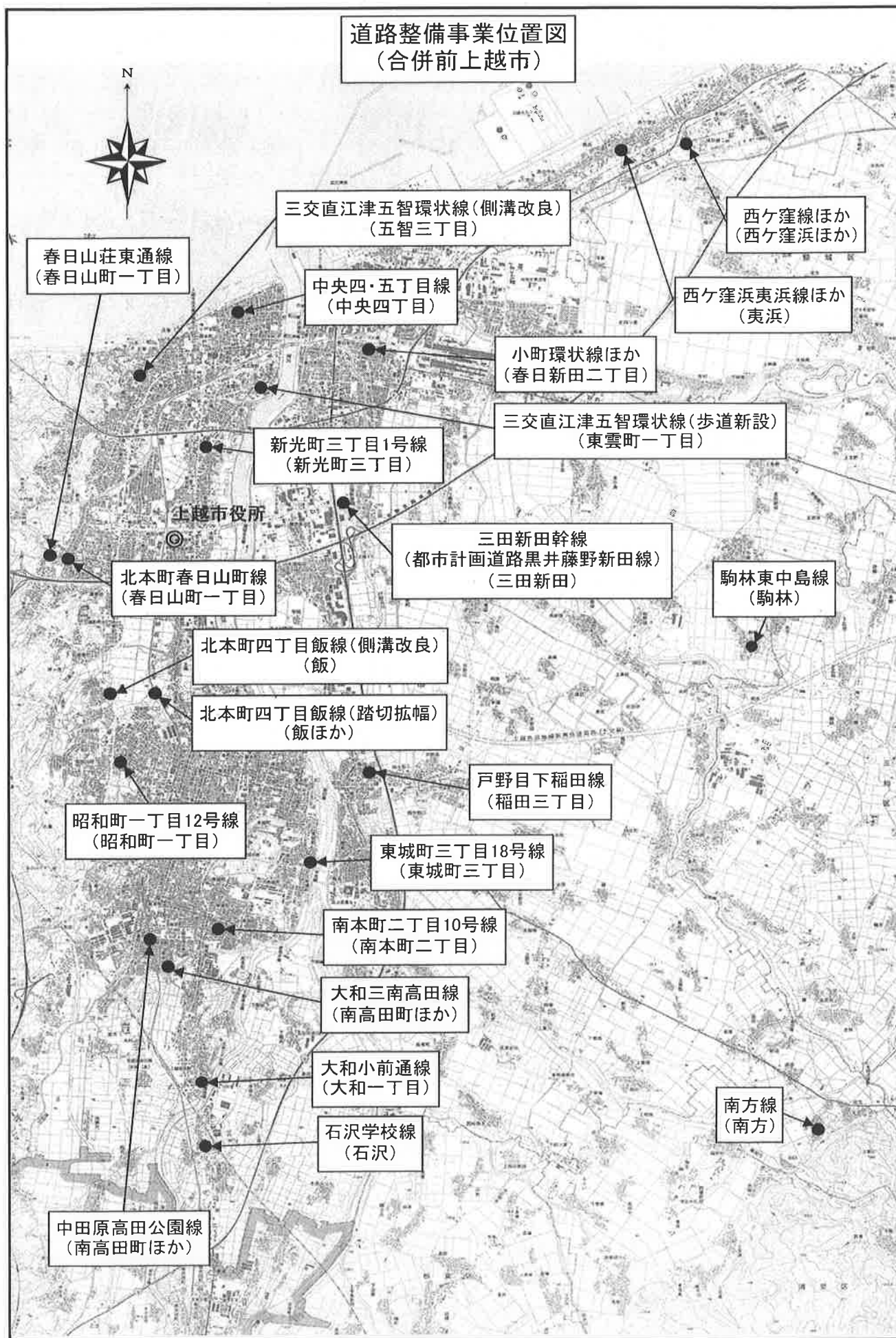
地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
柿崎区	裏浜線	柿崎	側溝改良 L=250m W=0.3m	44
三和区	今保北代線	今保ほか	歩道新設 L=120m W=2.5m 路肩拡幅 L=45m W=2m 用地取得 A=414 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	

※ 40 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
平成 30 年度 3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	平成 29 年度 3 月補正予算額	当初予算額	合計	
654,742	914,360	1,569,102	536,026	455,798	991,824	577,278

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。





道路整備事業位置図  
(柿崎区、三和区)

